

平成25年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年6月24日(月)

議事日程(第5号)

平成25年6月24日午前10時開議

- 日程第1 委員長報告 議案第45号ないし議案第56号
日程第2 議案第57号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第3 議員提案第2号 常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告(討論・採決)
日程第2 議案第57号(提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第3 議員提案第2号(提案理由説明・採決)

出席議員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 18番 | 後藤 守 議長 | 17番 | 川又 照雄 副議長 |
| 1番 | 井坂 孝行 議員 | 2番 | 藤田 謙二 議員 |
| 3番 | 赤堀 平二郎 議員 | 4番 | 木村 郁郎 議員 |
| 5番 | 深谷 涉 議員 | 6番 | 鈴木 二郎 議員 |
| 7番 | 平山 晶邦 議員 | 8番 | 益子 慎哉 議員 |
| 9番 | 菊池 伸也 議員 | 10番 | 深谷 秀峰 議員 |
| 11番 | 高星 勝幸 議員 | 12番 | 成井 小太郎 議員 |
| 13番 | 茅根 猛 議員 | 14番 | 片野 宗隆 議員 |
| 15番 | 福地 正文 議員 | 16番 | 山口 恒男 議員 |
| 19番 | 黒沢 義久 議員 | 20番 | 沢 昌 亮 議員 |
| 21番 | 高木 将 議員 | 22番 | 宇野 隆子 議員 |

説明のため出席した者

| | |
|--------------|------------------|
| 大久保 太一 市長 | 梅原 勤 副市長 |
| 中原 一博 教育長 | 佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長 |
| 荻津 一成 市民生活部長 | 塙 信夫 保健福祉部長 |
| 檜村 浩治 産業部長 | 鈴木 典夫 建設部長 |
| 山崎 弘行 会計管理者 | 鈴木 則文 上下水道部長 |
| 福地 壽之 消防長 | 山崎 修一 教育次長 |

宇野智明 秘書課長 植木 宏 総務課長
中村 弘 監査委員

事務局職員出席者

吉成賢一 事務局長 金子 充 議事係長
榊 一行 総務係長

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 ここで産業部長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

産業部長。

〔榊村浩治産業部長 登壇〕

○榊村浩治産業部長 答弁の一部を訂正させていただきます。

6月13日の一般質問の中で、平山議員さんから複合型交流拠点施設に関する外部委員会、内部委員会の開催回数と期日についてのご質問をいただきましたが、答弁では、5回で5月23日、4月23日と答弁させていただきましたが、その答弁について一部訂正させていただきます。

外部委員会の開催についてであります。外部委員会につきましては4月24日に1回開催いたしました。また、内部委員会につきましては4回開催し、合わせて5回開催したということでございます。以上のように訂正させていただきます。

なお、議員さんから外部委員会の構成について「市長をトップとして」というご発言をいただきましたが、外部委員会の委員長は市長ではなく、グリーンふるさと振興機構の佐川理事長でございます。内部委員会の委員長が市長となっておりますので、ご了承いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○後藤守議長 日程第1、委員長報告を行います。

議案第45号から議案第56号まで、以上12件を一括議題として、常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔総務委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○総務委員長（益子慎哉議員） おはようございます。総務委員会の審査結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第49号消防ポンプ自動車購入契約について、原案可決すべきものと決定。

議案第52号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○後藤守議長 次、文教民生委員長深谷秀峰議員の報告を求めます。10番深谷秀峰議員。

〔文教民生委員長 深谷秀峰議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷秀峰議員） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第50号常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○後藤守議長 次、産業建設委員長高星勝幸議員の報告を求めます。11番高星勝幸議員。

〔産業建設委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○産業建設委員長（高星勝幸議員） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第48号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第51号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

議案第53号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第54号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第55号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第56号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

議案第52号について、討論の通告がありますので発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。平成25年度常陸太田市一般会計予算についての議案第52号に対する反対討論を行います。

歳入歳出それぞれ2億6,238万5,000円を追加するものです。歳入の主なものは、地域の元気臨時交付金1億8,350万2,000円、減債基金繰入金9,728万2,000円、合併特例債事業債6,460万円などとなっております。歳出の主なものは、地域の元気臨時交付金による生涯学習センターの音響改修工事、合併特例債による山吹運動公園親水広場整備工事、ほかに道路新設完了舗装工事などが挙げられます。その支出の中で、複合型交流拠点施設整備費、当初予算39万9,000円に933万2,000円の増額補正をしております。基本設計委託料760万円、施設整備計画など支援アドバイザー業務委託料が7月から来年3月までの9カ月間で150万円などが主なものとなっております。

私は、複合型交流拠点施設整備計画には反対の立場にあります。今議会開会前の5月23日、全員協議会で基本計画の見直し計画案の資料が提出され説明を受けました。見直しされた主なところについて、非常に短期間で今回の6月議会に補正として上げられたということが言えると思います。

また、先ほど産業部長から外部委員会、内部委員会の会議の開催回数について訂正がありました。外部委員会――整備検討委員会については4月24日に1回のみ、内部委員会は委員長を市長として4回と、合わせて外部、内部委員会を5回開催されておりますけれども、外部委員会に

おいてたった1回開かれた中で見直し計画案の内容について十分検討し理解されたのかどうか大変疑問です。また、市民からも反対の声が聞かれます。

概算総事業費9億7,000万円、震災前計画では12億7,600万円で、3億1,000万円の見直しで減額となっております。事業費の主な財源は、合併特例債です。このうち用地取得費1億3,000万円、造成工事費等1億1,000万円などが事業費として上がっております。用地取得費の1億3,000万円について、震災前の計画と同額となっておりますけれども、今回の補正で不動産鑑定委託料として4万2,000円計上し、新たに用地鑑定が行われることになっております。用地取得費が2万5,000平米のところ1億3,000万円を予算措置しております。これは大変納得できないと一般質問の中で申し上げましたけれども、反当りの用地購入費に対して市民からも大変批判の声が上がっております。私も認められません。

先ほども申し上げましたけれども、内部委員会、また外部委員会の会議についてももっと回数を増やしてしっかりした内容を煮詰めていくことを私は求めたいと思います。私ども議会に出されました資料においても、6月定例会で基本設計などが提案されるような余りにも早い予算措置に対して、私は時間をかけて議会、また関係機関、市民と検討協議すべきであると思います。ですから、今回の補正予算の計上については反対をいたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定について、議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定について、議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定について、議案第48号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第49号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第50号常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約について、議案第51号常陸太田市道路線の認定について、以上7件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第51号まで、以上7件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第52号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第52号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、以上4件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第56号まで、以上4件については、原案可決することに決しました。

日程第2 議案第57号

○後藤守議長 次、日程第2、議案第57号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 説明をさせていただきます。

追加議案書1ページをお開きいただきます。議案第57号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について、常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年6月24日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、本市職員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講ずるため、本条例の一部改正を行うものでございます。この改正条例は、常陸太田市職員の給与に関する条例のほか、4条例につきまして一括改正をするものでございます。

2ページをお開きいただきます。

改正の内容でございますが、第1条は、常陸太田市職員の給与に関する条例の附則に、第28項から第31項までの4項を加えるものでございます。第28項でございますが、一般職の給与月額につきまして、本年7月から来年3月までの9カ月間、表にございますように各給料表の職務の級ごとに定める100分の2.72から100分の5.57までの割合を給与月額に乗じた額を減ずることとしております。この割合でございますが、平成24年4月1日の本市のラスパイレース指数「104.6」を「100.0」とするため、国家公務員の給料表の減額率に準じて算定いたしましたものでございます。

3ページをお開きいただきます。

附則第29項から第31項でございます。公務上の負傷や疾病等による退職者の給与、職員が欠勤した場合に減額する勤務1時間当たりの給与額及び55歳を超え、行政職給料表6級以上、消防職給料表7級以上の職員の給与の減額につきまして、今回の減額措置を適用することを定め

るものでございます。

4ページをごらんいただきます。第2条でございますが、常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の附則に第5条を加えるもので、職員が介護休暇を取得した場合の給与額の減額につきまして、今回の減額措置を適用することを定めるものでございます。

第3条でございますが、常陸太田市職員の育児休業等に関する条例の附則に第5項を加えるもので、職員が育児休業のために部分休業を取得した場合の給料の減額につきまして、今回の減額措置を適用することを定めるものでございます。

第4条でございますが、常陸太田市特別職の職員で、常勤のもの給与及び旅費に関する条例の附則に第8項を加えるもので、市長及び副市長の給与月額につきまして、現在100分の5に相当する額を減じておりますが、来年3月までの9カ月間、100分の10に相当する額を減ずることを定めるものでございます。

第5条でございます。常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の附則に第5項を加えるものでございます。

5ページになりますが、教育長につきましても市長・副市長と同様に100分の10に相当する額を減ずることを定めるものでございます。

第6条は、減ずる額を算定する場合の端数処理の方法を定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成25年7月1日から施行することとしてございます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第57号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について議案質疑を行います。

市職員の給与に関する条例の一部改正ですけれども、これは国が地方交付税引き下げとともに地方公務員給与引き下げを要請してきたものです。この中で2ページの第1条について伺いたいと思いますが、1点目は対象となる全職員数及び削減総額について、一般職、消防職、医療職、そして企業規則による企業職について伺いたいと思います。

2点目として、行政職で特に3級の職員数が多いと思いますけれども、3級及び4級それぞれの職員数、また削減額の総額と1人当たりの平均削減額について伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 給与減額支給措置の対象となる一般職員の数及び削減総額についてのご質問にお答えいたします。

対象職員ですが、職員全体で今624人おりますけれども、その区分ごとにお答え申し上げます。

すと、まず、行政職の給料表の適用者が458人、消防職が87人、医療職が11人、それから就業規則の給料表の適用者が44人、企業職の給料表の1の適用者が20人、企業職の給料表2の適用者が4人の計624人になっております。削減額の総額でございますが、現在の給料月額から試算いたしますと、合計で7,617万9,339円を見込んでいるところでございます。

また、行政職の給料表適用者のうち3級の職員でございますが、職員数は263人、9カ月間の削減額の合計が3,290万7,375円を見込んでおります。1人当たりの平均額は12万5,123円と見込んでおります。また、4級の職員につきましては、職員数は94人、9カ月間の削減額の合計は1,407万8,736円を見込んでおりまして、1人当たりの平均額は14万9,774円を見込んでおります。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 今回の国の押しつけ給与削減ということで、当市においては7,617万9,339円の削減総額で大変な額になるわけです。そこで市長にお伺いしたいと思うんですけども、平成18年度以降、人事院勧告に基づくさまざまな給与の改定、引き下げが行われてきました。先ほども申し上げました国が地方交付税引き下げとともに地方公務員給与引き下げを要請したことによるものです。地方公務員の賃金は自治体が自主的に決定するのが地方公務員法の原則であると。これを踏みにじることになると思います。国の押しつけによる給与削減について、どのように市長はお考えになっているのか伺いたいと思います。

もう一点ですけれども、2月20日に全国市長会のアピールがされております。その中で政府の地方公務員の給与削減要請について、1項目めに地方分権の流れに反し地方の財政自主権を侵すものであり、まことに遺憾だと、こういうことでアピール4項目を公表しておりますけれども、これらのことも含めて提案者である市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、全国市長会で、今議員ご発言のとおりのお意見を申し述べたところであります。これにつきましては、茨城県市長会におきまして、本県の取り扱いについて協議した結果を踏まえ全国市長会にその意見を上程したという経緯でございます。

もとより、これまで地方自治体の人員あるいは人件費、給与等につきましては、地方自治体が自主的に決めていくということが原則でありますし、これまでもそのような手だてをとらせていただいていたところであります。したがって、今回の要請に対しても自治体が自分たちで決めるということを原則としたところであります。その結果、県内の各自治体の給与に関する新聞の記事等々でもそれぞれが一律ではないということをご理解をいただけたと思います。国からは7.7%の引き下げという要請があったのも事実でございます。

その中で、常陸太田市としてどう考えていくかであります。今回の国家公務員の減額措置が講

じられる前の段階での当市の職員のラスパイレス指数は「96.6」でございました。国家公務員の減額措置が講じられた後のラスパイレス指数につきましては「104.6」という状況でございます。先ほど議案提案の中でご説明いたしましたように、これを「100」にするということではなければ市民の皆さんからのご理解をいただけないと判断いたしまして、この提案に踏み切った次第でございます。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 市長にもう一点のみ伺いたと思います。今回の全職員を対象にした削減総額約7,618万円ですけれども、これは相当な額で大変職員の生活を直撃し、ひいては地域経済にも大きな影響を与えることになるかと思いますが、その辺のお考えを伺いたと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 職員の皆さんに対しましては、確かにこの減額は大変大きな痛手になることは事実でございます。そういうことがございますけれども、先ほど考え方を申し述べたことにつきまして職員の皆様一人ひとりに、市長としてこの給与減額支給措置のお願いと伺いますか、ご理解を求めるときの文書等も配布させていただき協力を求めたところであります。

なお、今政府におきましても経済の活性化等々の話が大きく取り上げられておりますけれども、活性化のためには個人消費が伸びるといことが大前提だと思えます。そういう意味でその財源となるものが減額されることについては非常に申しわけない状況だと思っております。

以上です。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。3番赤堀平二郎議員。

〔3番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○3番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。議案第57号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について意見を述べさせていただきます。

本来自治体職員の給与に関しましては、国、政府に属するものではなく、あくまでそれぞれの自治体がそれぞれの持つ状況を踏まえる中で、職員の代表の方々と市執行部等が協議し、議会に諮るべき問題であると考えます。しかるに今回は、国、政府が本年度予算の中で地方交付税を減額し、これをもとに地方自治体職員の給与削減を迫るとい一方的とも言える手法をとってまいりました。このことは私どもが主張する「地域のことは地域が決め、地域が責任を持ってとり行う」という地域主権の考え方とは相入れないものであり、各地方自体の独立性、自主性、主体性を大きく毀損するものであり、国、中央主導による地方管理支配の構図そのものと言わざるを得

ません。

私は一地方自治体議員として、国、政府に対し抗議し、そしてこれらを踏まえるならば、議案第57号に対して反対の意見を表明せざるを得ません。私、赤堀平次郎はこの議案第57号に反対を表明いたします。

○後藤守議長 次、22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第57号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

国が一方的に給与削減率を決め実施を強制する前提で、地方交付税引き下げとともに地方公務員給与引き下げを要請してきたことは、地方公務員法の原則を踏みにじるものです。全国市長会が2月20日、政府の地方公務員の給与削減要請について、「地方分権の流れに反し地方の財政自主権を侵すものであり、まことに遺憾である。デフレ基調の中、厳しい地域経済を回復基調に乗せるためにも地方公務員の給与削減は極めて問題である。経済界に対し民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾する」と、このような緊急アピールをしたことは当然のことだと思います。自治体が自主的に決めるべき公務員給与の水準を国が強制することは断じて認められません。また、地方交付税を使った国の政策誘導も断じて許されることではありません。

本市の地方交付税総額1億8,000万円の減額ということです。職員給与の減額は、減額率を2.72%、4.43%、5.57%と3区分で行い、全職員624人、減額総額は7,617万9,339円にもなるわけです。しかも平成18年度以降、毎年のように人事院勧告による給与削減が行われてきました。この間、公務員ばかりでなく民間労働者の収入も減り続けております。公務員の給与引き下げは公務員の暮らしを直撃し、民間労働者の賃金を引き下げることにも連動し、一層地域経済を疲弊させます。

安倍内閣がデフレ経済脱却を目指すなどと言っても、こんなに賃金が引き下がってはデフレ経済脱却とは逆行し、ますます生活が圧迫されます。国の押しつけによる給与削減は断じて許せません。職員の暮らしを重視すべきであり、このような理不尽な要請は受け入れるべきではありません。デフレ不況を加速させる職員給与削減の撤回を強く求めて反対の討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第57号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第57号については、原案可決することに決しました。

日程第3 議員提案第2号

○後藤守議長 次、日程第3、議員提案第2号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番成井小太郎議員。

〔12番 成井小太郎議員 登壇〕

○12番（成井小太郎議員） お許しをいただきましたので、議員提案第2号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第2号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年6月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者、同じく深谷渉、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく益子慎哉、同じく鈴木二郎。

提案理由、臨時特例法による国家公務員の給与削減措置に伴い、本市職員の給与についても同様の取り扱いをされることから、市議会としても議員報酬月額5%を平成25年7月から平成26年3月までの間減額するため、本条例の一部改正を行うものである。

次のページに参りまして、常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年常陸太田市条例第12号）の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。6、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という）における議会の議長及び副議長及び議員の議員報酬月額は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の5に相当する額をそれぞれ減じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。

附則、この条例は平成25年7月1日から施行する。

以上申し上げます、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 以上をもって、今期定例会の議事は、全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成25年第2回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、追加提案いたしました市職員の給与に関する条例等の一部改正を含めまして23件でございます。全議案につきまして原案のとおり可決、承認を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと存じます。

また、今回議員提案により議員報酬が特例期間5%削減されることになりましたが、職員の給与減額分と合わせまして震災からの復興と災害に強いまちづくりのための財源として活用させていただきます。心から感謝を申し上げます。

次に、議員の皆様にご了承をいただきたいことが1件ございます。市内の事業者が新たな製品開発に取り組む事業につきまして地域総合整備財団の採択を受けましたことから、補助金交付にかかわる予算措置について専決処分により措置させていただきたいと存じます。ご了承をお願い申し上げます。

終わりに、まもなく7月に入ります。夏本番を迎えますが、議員の皆様にはご自愛をいただきまして、震災からの復興と市政の円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○後藤守議長 今期定例会は、6月11日から本日まで14日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成25年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員